

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書

東局芝納 第 2220 号

① 外 国 法 人 の	本店又は主たる事務所の所在地	アメリカ合衆国10006ニューヨーク州ニューヨーク、ブロードウェイ通り55番地エックスチェンジプラザ1
	名 称	SYS.COM GLOBAL SOLUTIONS INC.
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービルディング南館17階
	名 称	SYS.COM GLOBAL SOLUTIONS INC.
③ 上記の者は、所得税法施行令第304条に規定する要件を備えていると認められますが、この証明書の発行の日から令和 9 年 6 月 9 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第1項第4号（裏面2(5)を参照してください。）、第5号（裏面2(6)を参照してください。）、第6号、第7号、第10号、第11号、第13号又は第14号に掲げる国内源泉所得で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。		
令和 4 年 6 月 9 日		財務事務官
芝 税務署長		小原 清志
		